

くみあいニュース

2024 年度第 1 号

2024 年 8 月 1 日



島根大学職員組合広報部

内線：(9)2198

ダイヤルイン：0852-32-6407

E-mail：shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp

URL：https://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html

2024 年度定期大会を開催しました

7 月 26 日（金）17 時 45 分から 2024 年度定期大会を開催しました。代議員 31 名に対し、出席者 6 名、委任状 23 名で過半数が成立、議長を関先生にお願いし、議案書に沿って議事を進行、無事全てを承認いただきました。

議案書は以下の組合員のページに掲載しましたのでご覧ください。※パスワードが必要です。

[2024 年度議案書（7.26）\(1\).pdf \(shimane-u.ac.jp\)](#)

第 2 回団体交渉記録を掲載しました

第 2 回目の団体交渉記録を以下の組合員のページに掲載しましたので、ご覧ください。

[団体交渉 R060710HP 掲載用.pdf \(shimane-u.ac.jp\)](#)

なお、年俸制教員の人事院勧告準拠が令和 5 年度のみ遡及実施された件については、人事労務課より以下の回答を得ましたので、ご確認ください。

第 2 回団体交渉での組合員からの意見を受けて確認した事項

2024 年 7 月 10 日開催の第 2 回団体交渉で、人事院勧告の実施については、年俸制教員について令和 4 年度は遡及追給していないが、令和 5 年度については遡及して追給したとの大学側からの説明があった。

この内容をくみあいニュースで流したところ、複数の教員より令和 4 年度については不利益を被っているのではないかとの意見があった。

7 月 22 日に、自己研鑽について瀬戸委員長及び多久和人事労務課長が打ち合わせを行った際、この件について確認を行った結果、以下の内容が判明した。

・「年俸制適用職員給与規程」の第12条にあるとおり、年俸制の基本年俸は4月1日に決定し、翌年3月31日までの1年間の給与金額を月割りとして毎月支給するため、本来は途中での変更は原則ない。（見直しは年度毎に行っており、次年度の年俸額に反映させている）なので、人事院勧告で増額又は減額となった場合でも、年俸制教員については年度の途中で上がることも下がることもしていない。（月給制については減額となった場合、年度途中であっても減額を行っている。）

令和5年度については、学長からの指示により年俸制教員についても、遡及追給を実施したとの回答を得た。

（参考条文）

「第1節 年俸

（基本年俸の決定方法等）

第12条 基本年俸の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年度とする。

2 基本年俸の額は、基本年俸額表（別表）に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、基本年俸額表にかかわらず、基本年俸の額を決定し、支給することができる。

4 新たに年俸制適用職員となる者の基本年俸の額は、学歴、業績、経歴、予算等を勘案し決定する。

5 年俸制適用職員の基本年俸の額は、昇任等の場合を除き、1号年俸制適用職員の場合は毎年、2号年俸制適用職員の場合は3年に1度、それぞれ該当する年の4月1日に学長が必要に応じて見直しを行い、これを変更することがある。

6 前項に規定する2号年俸制適用職員の基本年俸額の見直しについては、採用又は移行の時期にかかわらず、令和3年4月1日を初回とし、以降3年毎に行うものとする。

7 別表に定める基本年俸の額は、職員給与規程の改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。」

定期大会終了後、懇親会を開催しました

コロナ禍後、対面での飲食がなかなか実現出来ませんでした。久しぶりに定期大会終了後の懇親会を開催し、10名の参加がありました。和気あいあいとした楽しい2時間を過ごすことが出来ました。今後も、皆さんに呼びかけ、多くの組合員が参加してくださることを願います。

組合加入者募集



島根大学職員組合加入申込書

		記入日	年	月	日
ふりがな 氏名	生年月日		年	月	日
所属	職種				
メール @ .shimane-u.ac.jp					
同意書					
私は、島根大学職員組合が組合費算定のため、島根大学から私の現在適用俸給表、級及び号俸等について情報提供を受けることに同意します。					
署名					

大学から提供された個人情報は、組合費の算定と組合費控除のために使用します。

<組合費月額> 常勤職員：基本俸給×0.7%，契約職員：600円

組合には、パートや非常勤なども含め島根大学と雇用関係にあるすべての方が加入できます。加入をご検討の方はお近くの組合員まで、お気軽にお声がけください。

島根大学職員組合（法文学部棟2階251室）：shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp

Tel & Fax (0852)32-6407,内線 2198（出雲キャンパスからは92198）